

諫早市監査委員告示第12号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年8月17日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和4年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	後期(1月～2月)定期	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市契約規則によると、予定価格が30万円を超えるものにあつては、予定価格調書の作成、契約書の作成、履行の届出、検査命令及び検査調書の作成をしなければならないと規定されているが、選挙公報新聞折込みの契約事務において、その手続きがなされていない事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年4月1日	指摘事項について事務局内で確認し、内容の共有を図った。そのうえで契約規則ほか関係例規、契約事務の手引き等の資料について確認、共有を行い、担当者においては、チェック表により内容の確認を行い、また決裁の中で他の職員が再度確認を行うことにより、事務を適正に行うよう努めている。
R4	後期(1月～2月)定期	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	<p>【指導事項】</p> <p>契約事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市物品会計規則第4条によると、1件の予定価格が30万円を超える物品調達の契約事務は、契約管財課長が行うものとする規定されているが、自課発注で備品を購入している事例。</p> <p>② 業務委託の契約締結伺いにおいて、契約の方法を随意契約とする根拠条項を誤って記載しており、前回及び前々回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例及び業務名が統一されていない事例。</p> <p>については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年4月1日	<p>①指導事項を事務局内で確認し、内容の共有を図った。そのうえで契約規則ほか関係例規、契約事務の手引き等の資料について確認、共有を行い、担当者においては、チェック表により内容の確認を行い、また決裁の中で他の職員が再度確認を行うことにより、事務を適正に行うよう努めている。</p> <p>②指導事項を事務局内で確認し、内容の共有を図った。そのうえで契約規則ほか関係例規、契約事務の手引き等の資料について確認、共有を行い、担当者においては、チェック表により内容の確認を行い、また決裁の中で他の職員が再度確認を行うことにより、事務を適正に行うよう努めている。</p>